

火災から命を守るために

つけましたか？住宅用火災警報器

東京都内（島しょ地域を除く）では、平成22年4月1日からすべての住宅に設置が義務づけられました。

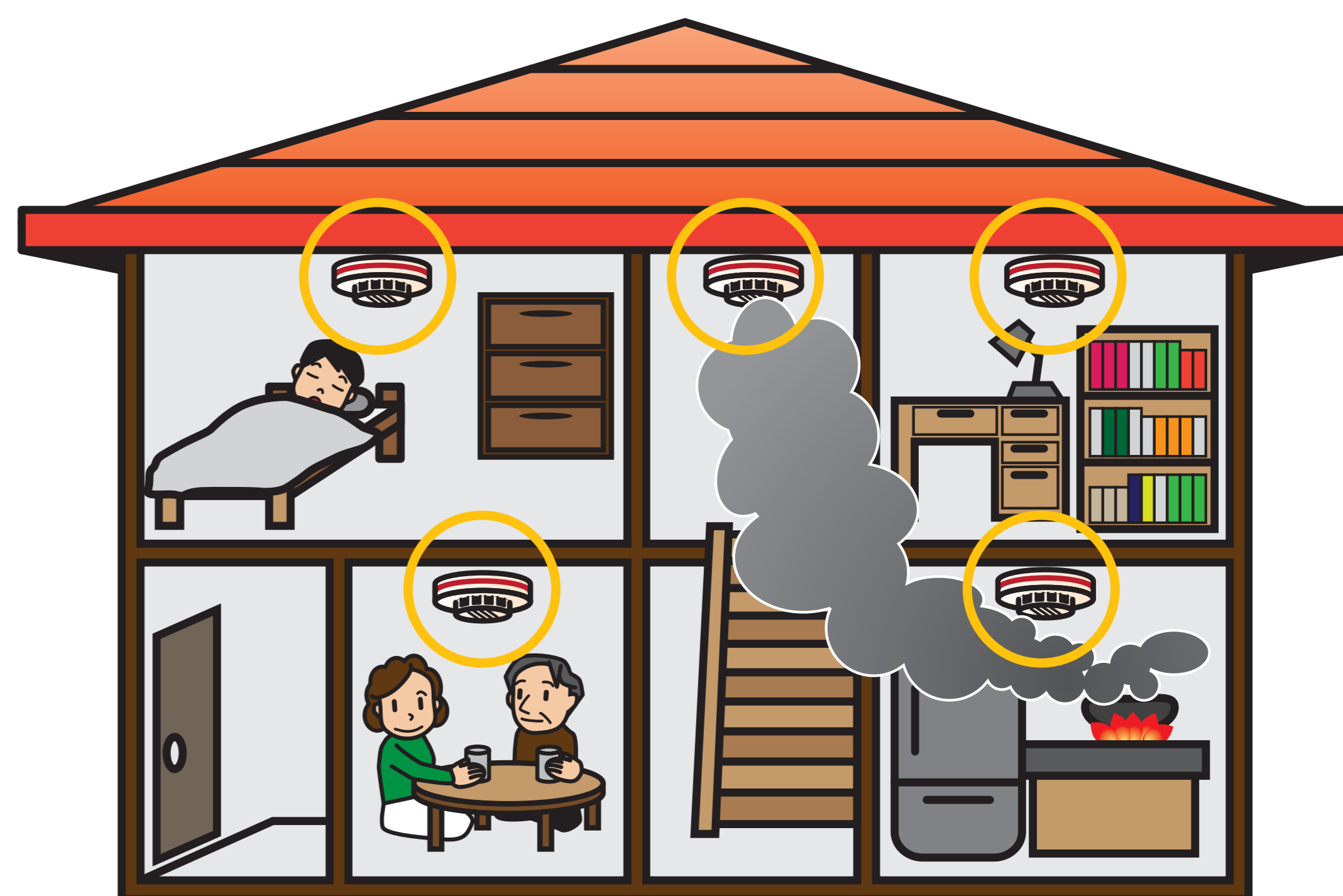
火災による死者のうち、8割は住宅火災で亡くなっており、その約5割が「発見の遅れ」によるものです。住宅用火災警報器は、火災による煙や熱を感知して警報音などで知らせてくれるので、火災の早期発見に大変有効です。

どこに設置するの？

すべての部屋、台所、階段に設置が必要です（※）。

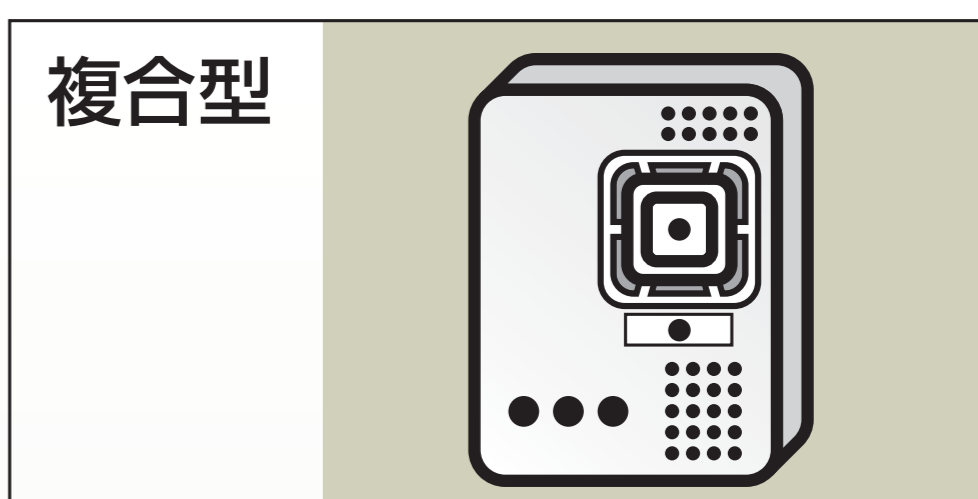
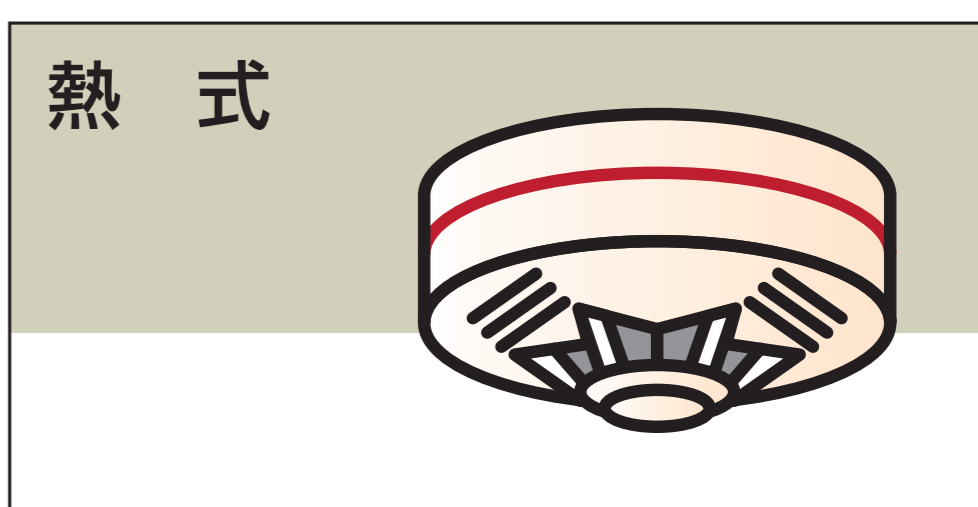
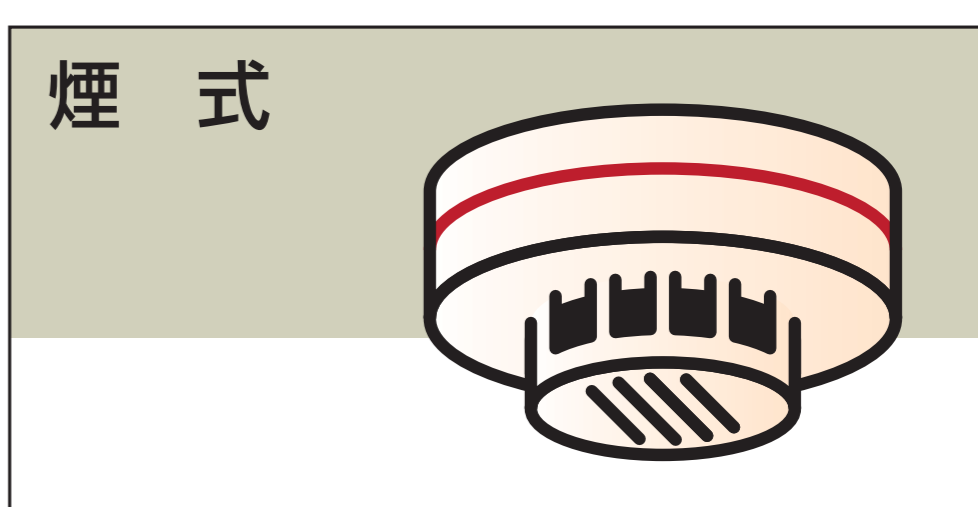
（浴室、トイレ、洗面所、納戸などは含まれません。また、自動火災報知設備やスプリンクラー設備が設置されている部屋等は、設置の必要がありません。）

（※）都内（島しょ地域を除く）における基準です。



どんな種類があるの？

- 火災による煙を感知する「煙式」と、熱を感知する「熱式」があります。
- 火災をより早く感知するために、「煙式」を設置しましょう。台所など火災以外の煙を感知する恐れのある場所は「熱式」でもかまいません。
- 火災のほかにガス漏れなどを感知する「複合型」もあります。
- 警報音または音声で知らせてくれます。
- 電源は、電池式やコンセントからとる方式があります。
- 天井・壁にネジで取り付けるもの、フックで壁に掛けるもの、その両方を兼ね備えるものがあります。
- 耳の不自由な方は、光を発する機器などを取り付けることにより、音以外の方法で火災を知ることができます。



購入するには？

- 防災設備取扱店・電気器具販売店・ホームセンター・家電量販店などで購入できます。
- 右のマークが付いている住宅用火災警報器は国が定める法令規格に適合しています。



住宅用火災警報器は、いざというときに、きちんと作動しなくてははいけません。適正な維持管理が必要です。

お問い合わせは、お近くの消防署または東京消防庁防災部生活安全課へ

電話 **03-3212-2111** 内線 **4195**

消防職員や区役所、市役所の職員が販売する事はありません。悪質な訪問販売にご注意ください。不審な訪問販売などにあつたら区市町村の消費生活センター又は東京都消費生活総合センターへ

東京都消費生活総合センター 相談専用電話 **03-3235-1155**